第2章 景観形成基本方針

「景観形成の目標」と「景観形成の心得」の実現に向けて、以下の基本方針を掲げます。

基本方針1 空間、地物を磨きあげる

街、集落、田園などの「空間」、建物、道、沈み橋*、寺社、石塔などの「地物」 は、長い歴史の中で積み重ねられてきた地域固有のかけがえのない資源であり、私 たちが目で見ることにより、認識、評価されます。

すなわち、「空間」や「地物」そのものが見られる対象であることから、それらが 良好かつ印象深く見えるように、個々の空間や地物を保全する、一人ひとりの手に より丁寧に繕い活用する、新たに創造する際には周辺に配慮すること等により、空 間や地物を磨きあげていきます。

基本方針2 よい眺めを楽しめる場をつくる

市民が誇りを持ち、来訪者の心に残る眺めは、その眺めを見る視点場*とその周辺環境の条件が整ってはじめて望むことができるものです。また、来訪者にとっては、その地域の全体像を把握することにも役立つことから、よい眺めを望める視点場の確保とその周辺環境の保全・整備が欠かせません。

そのため、どこから何を見た眺めがみんなにとって大切なのか、地域の人々で共有するために、道や公園、広場などの「視点場探し」の取組みからはじめます。また景観形成においては、見られる対象物と視点場との関係性が重要であることから、程よい大きさで見える視点の確保、周辺環境の保全・整備、眺めを阻害する地物の除去や未然防止等により、よい眺めを楽しめる場づくりに取り組みます。

基本方針3 市民・事業者・行政が力をあわせて、 持続的に取り組む

杵築の景観は、市民・事業者・行政などみんなの関わりの中で育まれます。より 多くの市民や事業者が景観に関心をもち、各主体が身近なところから、できること を着実に取り組んでいくことが重要です。

景観法*等の仕組みを活用しながら、市民・事業者・行政が力をあわせ、空間や地物を磨く・視点場を創造する・未然防止に努めるなどの行為を積み重ねることにより、「杵築らしい景観形成」を持続的に進めていきます。